

会議録

会議の名称	第40回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成24年11月9日（金曜日） 午前10時00分から正午まで
開催場所	保谷庁舎防災センター 6階講座室2
出席者	委員：安部委員、大友委員、大西委員、川崎委員、小峰委員、佐々木委員、濱中委員、藤岡委員、宮崎委員、村井委員、森委員、 西東京市：貫井都市整備部長、金谷みどり環境部長 （都市計画課）湊都市計画課長、山田まちづくり総合調整特命主幹、 福本主査、加藤主査、佐藤主任、広瀬主事 （みどり公園課）高井みどり公園課長、堀口課長補佐、日置主査
議題	1 西東京都市計画特別緑地保全地区の変更について（付議） 2 西東京都市計画生産緑地地区の変更について（付議） 3 西東京市都市計画審議会委員の代理出席に係る事務取扱基準について（諮問） 4 ひばりヶ丘駅北口地区まちづくりについて（報告） 5 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画、用途地域変更案の概要について（報告）
会議資料の名称	資料1 西東京都市計画特別緑地保全地区の変更について 資料2 西東京都市計画生産緑地地区の変更について 資料3 西東京市都市計画審議会委員の代理出席に係る事務取扱基準について 付議事項、議案第1号「西東京都市計画特別緑地保全地区の変更について」 参考資料1「西東京都市計画特別緑地保全地区について」 参考資料2「西東京都市計画緑地保全地区計画図 第1号 東伏見稲荷緑地保全地区」 参考資料3「西東京都市計画特別緑地保全地区計画図 第2号 下保谷四丁目特別緑地保全地区」 参考資料4「現況写真 第2号 下保谷四丁目特別緑地保全地区」 付議事項、議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」 参考資料1「平成24年度 西東京都市計画生産緑地地区の変更案の内容について」 参考資料2「平成24年度 西東京都市計画生産緑地地区 地区番号別変更概要」 報告事項 報告1「ひばりヶ丘駅北口地区まちづくりについて」 報告2「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画、用途地域変更案の概要について」
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
傍聴者なし	

○山田主幹：
開会の挨拶

○貫井部長：
挨拶

○山田主幹：
安部委員紹介

○安部委員：
挨拶

○山田主幹：
議事内容の確認、会議資料の確認

○大西会長：
(開会宣言)

本日は、小西委員がまだ来られておらず、山崎委員、山本委員、塩月委員からは欠席という報告を受けているが、西東京市都市計画審議会条例第6条に規定する定足数を満たしていることを報告する。

本日は従来どおりの手続に基づき、傍聴および会議録の公開について各委員に意見を諮る。(全会一致で傍聴および会議録を公開とする。)

○大西委員：
それでは、次第に沿って議事を進める。

○貫井部長：
議案書の提出

○大西会長：
議案第1号「西東京都市計画特別緑地保全地区の変更」について、事務局に説明を求める。

○高井課長：

資料1「西東京都市計画特別緑地保全地区の変更について」及び付議事項、議案第1号「西東京都市計画特別緑地保全地区の変更について」の参考資料1「西東京都市計画特別緑地保全地区について」、参考資料2「西東京都市計画緑地保全地区計画図 第1号 東伏見稲荷緑地保全地区」、参考資料3「西東京都市計画特別緑地保全地区計画図 第2号 下保谷四丁目特別緑地保全地区」参考資料4「現況写真 第2号 下保谷四丁目特別緑地保全地区」を用いて説明。

○大西会長：

それではこれより質疑に入る。事務局から説明があった内容について質問、意見はあるか。

○大西会長：

特別緑地保全地区とは何か。

○高井課長：

指定されると、民有地のままでありながら、全ての開発行為が許可制となり、事実上大規模開発が不可能となり、指定された緑地が将来に渡り保全されるという、法律に基づく制度である。

○大西会長：

将来、相続等で転売されるようなときは、どのようになるか。

○高井課長：

民間に転売された場合であっても、特別緑地保全地区として指定されているため、開発はできない。

○大西会長：

この制度は、最終的には公有地になるということによいか。

○高井部長：

開発ができないため、市へ買取申出が出された場合には、市が買い取ることになる。

○大西会長：

現在は、現所有者が現況のまま、使用できるということによいか。

高井課長：

そのとおりである。

○大西会長：

公開の義務はないのか。

○高井課長：

土地所有者の了解を得て、ボランティアの方や地域の方が利用されているので、公開されているという状態にはなっていると考えてる。

○宮崎委員：

緑地保全地域というのが碧山森ともう1か所あり、その制度は、買取ができないということで、もう増やさないということになったと記憶している。

今回の特別緑地保全地区というのは、法律によるものか。

○高井課長：

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づく制度である。

○宮崎委員：

買取請求があった場合に、緑地保全地域は買えないということでストップしているが、特

別緑地保全地区は買い取ることができるのか。国、都、地域で買い取ると記憶しているが。

○高井課長：

土地所有者からの申し出があった場合には、市が買い取ることになる。その中で、国、東京都の補助金があるので、それを活用することになる。

○大西会長：

緑地保全地域との違いはどうか。

○高井課長：

緑地保全地域は、東京都の条例により東京都が指定するもので、現在2地域指定されている。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき西東京市が指定するものとなっている。

○大西会長：

東京都条例に関しては、市は直接は関係ないということか。

○高井課長：

東京都の条例に基づき、都が指定するということである。

○大西会長：

都市計画の手続きはしてないということか。

○高井課長：

そのとおりである。

○宮崎委員：

別の制度ということで、買取をする際は、お金の出所が違うということか。

○高井課長：

緑地保全地域については、東京都の条例に基づいた制度であるので、土地の購入については、東京都が責任をもって行うと聞いている。

○宮崎委員：

今回の場合は、どうなるのか。

○金谷部長：

北町と碧山森については、東京都の財政で購入をしている。今回の特別緑地保全地区については、市が負担するものだが、国・東京都の補助があり、3分の1ずつもらいながら、市が責任をもつということで実施する。

○宮崎委員：

現在の運用については、地域でやるということによいか。

○大西会長：

現在は、民有地であり民間の方の権利があり制限がある。

○金谷部長：

現在は、所有者の方の了解を得て、ボランティアの方が入っているという形だが、市が購入した時点から、ボランティアを含めた維持管理について、市が行っていくことになる。

東京都の方の土地については、東京都が所有し、市が維持管理をしている形で、東京都のボランティアが入っている。ボランティアの方と市とは、連絡が取れている。

○宮崎委員：

生産緑地も減っている中で、緑を守る手段として市民も活用していきたいが、どういう経緯でここが特別緑地保全地区に指定されたか、教えてもらいたい。

○高井課長：

基本的には、土地所有者の方の緑地を保全していきたいという申出により、それを受けて、特別緑地保全地区という制度を活用し、保全していくことになった。

○金谷部長：

東伏見については、東伏見神社が所有しており、こちらは地域の方も利用されているということで指定されている。こちらについては、土地所有者の方がいるので、市は携わっていないというのが現状である。

下保谷の方は、土地所有者の方が、前にある駐輪場を作るときにも、上に公園を作ること条件に無償で寄付していただいた経過もあり、所有者の方が、自分の周りに残っている緑を残したい、という強い要望があった。

今回の特別緑地保全地区についても、すぐに売却してしまうのではなく、屋敷林として保存して欲しいという思いがあり、市の方もそれを受け止め、また、第一小学校やコーラスの方がそこを利用して活動をしており、その方々も是非市の方で残してほしいということもあり、その意図を考慮し、この制度を利用することとした。

土地については所有者の方がいるので、今後どのように維持管理するか、またボランティアの方に入っていたかについては、今後協議をしながら計画を作成することになる。

○宮崎委員：

まず、所有者の意思ありき、ということか。

○金谷部長：

現状ではそうなる。

○大友委員：

参考までに聞きたいが、縦覧の意見書の提出はなしと聞いたが、縦覧しに来た方がいたのか、数の把握はしているのか、また、下保谷4丁目の特別緑地保全地区の維持管理について何らかの計画を作るとあったが、網をかけることが決定したら計画をたてるのか、市に権利が移ってから何らかの計画をたてるのか、説明をいただきたい。

また、何年か前に東京都だったと思うが、一定程度のボリュームのある緑を保護・保全していくという調査にかかり、その中でこの下保谷4丁目の屋敷林がボリュームのある緑ということで、西東京市ではそこを守るというところと、今回の話とつながってくると認識していたが、別のものなのか。今までの説明だと、所有者の方の強い意志と、地域で緑を守りたいということがあって、と聞こえたが、その辺の関係性があるなら教えてもらいたい。

○高井課長：

縦覧の件数については、窓口へ来られたかたはいらっしゃいませんでした。また、ホームページでも公開をしておりましたが、そのカウントは把握しておりません。

管理計画については、現在は民有地なので、現状の緑地のまま保存していき、ボランティアの方もこのまま続けていただくということにしている。

また、東京都とも凍結的に保存していく地域、都民にとっても保全していくべき地域として協議を進めている。

○金谷部長：

管理協定については、市に移行した時点からということになるが、既にボランティアの方等、いろいろな方が入っているので、管理協定を積み上げていく形をとっていくと考えている。

また、広域行政圏の話については、以前は緑に対する指定ということをしていたが、その当時は所有者の方が指定をして欲しいというような同意には至っていなかったため、今回初めて同意を含めてできたということで、理解していただきたい。

○大西会長：

他に意見はあるか。

○大西会長：

それでは、他に意見が無いようであるため採決を行いたいと思う。

○大西会長：

議案第1号「西東京都市計画特別緑地保全地区の変更」について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

○大西会長：

挙手全員と認める。よって本案は原案のとおり決定する。

○大西会長：

ここで、都市整備部長に決定書の交付を行う。

(都市整備部長へ議案第1号の決定書を交付)

○貫井部長：

ありがとうございました。

○大西会長：

それでは、次の議事に移る。議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」事務局の説明を求める。

湊課長：

資料2「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」及び付議事項、議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」、参考資料1「平成24年度 西東京都市計画生産緑

地地区の変更案の内容について」、参考資料2「平成24年度 西東京都市計画生産緑地地区地区番号別変更概要」を用いて説明。

○大西会長：

それではこれより質疑に入る。事務局から説明があった内容について質問、意見はあるか。

森委員：

地区番号172について、西3・4・9号線の説明会のあった区間の延長上であり、このまま売買されると、都市計画道路上に建築物ができることになる。

買取申出があったのだが、都市計画道路の事業化をしていないので、東京都は買取をしないと思うが、どのような扱いになるのか。

湊課長：

西3・4・9号線の調布保谷線から東側区間は、まだ事業化されていないので、東京都は買取はしていない。現在この土地については、戸建住宅が建っている。建物の取引の重要事項証明の中で、都市計画道路の線が書かれており、その物件については、販売の時点で都市計画道路に掛かっている旨の説明をして販売されることになる。事業化の時点では、事業に協力するという内容が書かれた重要事項証明をもって契約されることになると思われる。

○大西会長：

他に意見はあるか。

佐々木委員：

議題となって上がってきているデータは、いつまでに申請があったものか。

湊課長：

平成23年度で買取申出のあったものを出している。

佐々木委員：

169番について、調布保谷線の区域内にあるが、まだ解除されていない。既に工事中となっているが、どうなっているのか。

○貫井部長：

169番については、調布保谷線として一部を東京都が買収している。手続が平成23年度中に終わっていなかったため、今回の中には出していない。

今後手続きが行われれば、削除となる。

佐々木委員：

生産緑地については、リアルタイムでなく、事後の報告となってしまっているが、事業進行に影響がないようにすること。

○大西会長：

この件について、買取申出は行われているのか。すでに買収が済んでいるというのであれば、農業委員会の方は手続きが済んでいるということだと思うが。

○貫井部長：

この部分については、都市計画道路の一部として東京都が買収しており、買取申出ではなく8条4項による行為制限の届出になる。今時点で東京都からその書類の提出がないため、手続きが残っている状態である。

農業委員会についても、事前に調整をした上での買収ということでご理解願いたい。

佐々木委員：

手続きをしないうちに買収をしてしまったということは、都市計画上生産緑地として残っているということで、手続きが後になるというのはおかしくはないか。

○貫井部長：

届出が先に出され、行為制限が解除されたのち、生産緑地の削除手続きを行うということについて、年に1回で行っているため時間的誤差が生じてしまうという現状がある。

そのような中で、都市計画道路への転用についても、都市計画上の削除の手続きについては、事後の取扱いになってしまうという現状の中で、来年度に手続きを進めていく。

○大西会長：

買取申出をして3か月後に制限が解除され、その後都市計画決定を求めてくるというのが1つの流れだが、今のケースは、農地を使って公共事業を行おうとするもので、今日の案件と手続きは変わってくるのか。

湊課長：

都市計画道路に掛かっている部分について、行為制限の解除ということで東京都が買収をしている。その解除に併せ、市へ通知を行うという行為が必要となる。

今回削除をする面積を算出する際、事務局で精査をしたなかで、調布保谷線にかかる生産緑地の行為制限の解除を行った箇所について、通知が来ていないことが判明したため、現在、東京都へ連絡をしているところであり、この通知が来た段階で、来年度削除をすることになる。

○大西会長：

手続きとしては、地区番号155番のケースがあるが、これと似た手続きになるのか。

○貫井部長：

手続きとしては、これと同じになる。

○大西会長：

届出者は誰になるのか。

○貫井部長：

公共用地として取得しているため、東京都になる。

宮崎委員：

従事者の故障というのが半分くらい占めているが、故障というのはどういうことか。

湊課長：

農業従事者の故障については、買取申出を行う際に、医師の診断書を併せて提出することになっている。農業ができないという判断は、医師がすることになる。

○大友委員：

通常の買取申出があった場合には、都市計画審議会にかけるのは年に1回ということで、事後になってしまうが、農業委員会の手続きをしたうえで、開発行為に入るということだが、公共施設等の設置に係る行為の届出に関しては、開発が始まった後でも法的には問題がないということか。また、いつまでに出すという決まりはないのか。

○大西会長：

前に、手続きの流れを付けてもらったことがあるが、1年に1回、それをつけてくれるとわかりやすい

○貫井部長：

公共用地の対応について、理想としては、事前にお話をいただき手続きを踏んでいくという流れがあるが、その時期については、協議が長引くなど、個々の案件によって違う。

極端な例では、工事に着手という段階で出される場合、買取の協議の段階で出される場合、買取が終わった段階で出すなどがあるが、公共事業に転用があった後には、速やかに市の方へ手続きをしてもらいたいというのが理想ではある。

手続きの漏れ等がないよう、処理していきたいと考えている。

○大西会長：

市内の農地がすべて宅地化するというので、都市計画が始まったが、どうしても営農したいという方のために生産緑地制度が設けられ、税制面での優遇があるということだが、今は環境が変わってきて緑が残っていた方がいいという市民の方が増えてきて、農地の位置付けが変わってきたと言える。しかし、制度上はきちんと対応してなく、例えば用途地域の中に農地というのは無い訳で、都市計画が遅れている1つとも言える。

本日出てきているものについては、手続きにのっとって行っているものである。

○大西会長：

それでは、採決を行いたいと思う。

○大西会長：

議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更」について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

○大西会長：

挙手全員と認める。よって本案は原案のとおり決定する。

○大西会長：

ここで、都市整備部長に決定書の交付を行う。

(都市整備部長へ議案第2号の決定書を交付)

○貫井部長：

ありがとうございました。

○大西会長：

それでは、次の議事に移る。議案第3号「西東京市都市計画審議会委員の代理出席に係る事務取扱基準について」事務局の説明を求める。

○湊課長：

資料3「西東京市都市計画審議会委員の代理出席に係る事務取扱基準について」を用いて説明。

○大西会長：

それではこれより質疑に入る。事務局から説明があった内容について質問、意見はあるか。

○大西会長：

西東京市都市計画審議会条例第3条第2項第3号に掲げる委員とは、どういう委員か。

湊課長：

関係行政機関の委員ということで、田無警察署、東京都北多摩南部建設事務所、西東京消防署となっている。

○大西会長：

前回までの議論の中で、代理出席については一般の方は認めないとしており、行政の委員については、都市計画に関する情報を持っているということで委員になっている、ということもあるので、代理の方に情報を提供していただくことは必要である。また、議決には加わらず、会長の求めに応じて情報等を提供するための発言をすることができるようにしようということで、基準という形にまとめたものが本案である。

それではこの内容で運用していくことで了解が得られたということで、採決を行いたいと思う。

○大西会長：

議案第3号「西東京市都市計画審議会委員の代理出席に係る事務取扱基準」について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

○大西会長：

挙手全員と認める。よって本案は原案のとおり決定する。

○大西会長：

ここで、都市整備部長に答申書の交付を行う。

(都市整備部長へ議案第3号の答申書を交付)

○貫井部長：

ありがとうございました。

○大西会長：

それでは、次の議事に移る。報告事項1「ひばりヶ丘駅北口地区まちづくりについて」事務局の説明を求める。

○山田主幹：

報告1「ひばりヶ丘駅北口地区まちづくりについて」を用いて説明。

○大西会長：

それではこれより質疑に入る。事務局から説明があった内容について質問、意見はあるか。

○大西会長：

この審議会の中で、昨年決定した駅周辺の地区計画の影響範囲についても説明して、まちづくりの機運を高めていく必要があるということから端を発し、このような展開になった。

その時は特に、一番通りの反対側について影響が大きいのではないかとということであったが、今回は全体を対象にして行ったということである。

○大西会長：

この件について質問、意見はあるか。

森委員：

地区について、都市計画道路3・4・13号線と北側の行政境に囲まれた区域については、どのようにするのか。

○山田主幹：

平成17年3月に策定された、ひばりヶ丘駅北口地区まちづくり基本構想の中で検討した区域であり、今回の説明会については、ご指摘いただいた区域を除いて説明会を開催した。今後は、この区域についても範囲に入れて検討を進めていきたいと考える。

佐々木委員：

図面をみると、エリアの中で地区ごとに色分けがをあり、今後の進め方をどのようにしていくのか。住宅の方と商店街の方とは当然違ってくると思うが、区域を分けて検討するかなど説明して欲しい。

○山田主幹：

事務局では、範囲が広いため、このエリア全域を一括して検討するのは難しいと考えており、その中で、今回は地区全体の方々に、例としてAからCまでの地区に分けてまちづくりの進め方を説明しました。また、アンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ段階的に進めたいと考えている。

事務局としては、かねてから話のある一番通りの西側が、優先度の高い区域と認識をしている。

佐々木委員：

タイムスケジュールはどのように考えているか。

○山田主幹：

現在、アンケートの集計中であり、集計結果を踏まえて、来年以降から地区別の説明会に入っていきたいと考えている。

佐々木委員：

来年から地域に入っていくということだが、合意形成には時間がかかると思う。街路については平成25年度完成を目指してやっているの、タイムスケジュールをあわせていくのか、もう少し時間がかかるという話なのか。

○山田主幹：

街路沿道については、センターゾーンということで地区計画を決定しており、今回の一番通りを含めた地区については、街路と連動というよりは、少し遅れた形で進んでいくと認識している。

○大西会長：

色分けと色の濃淡があるが、濃いところがそれぞれの色の中で、まちづくりの手法を取り入れた方がいいということか。

○山田主幹：

資料の中にゾーン形成の方針があり、例えば、一番通り・ひばり通り・ひばりが丘北通りについては商店街があるので、路線型商店街ゾーン、商店街の少し奥になると、緑色の部分については中低層住宅ゾーン、青の部分は都市計画道路沿道となっており、進捗状況に併せて検討する区域というような形となっている。濃淡の濃い部分は、路線型商店街ゾーンとなっている。

○大西会長：

先程の都市計画道路3・4・13号線と新座市境までの三画の箇所は、新座市とのまちづくりの連携というところはどうなっているか。

○山田主幹：

新座市との連携という点については、今のところ行っていない。

○大西会長：

新座市の道路の沿道も変わっていくわけで、そこに繋がる地区について、想定したまちづくりを進めていく必要があると思う。

○山田主幹：

今後、3・4・13号線の西東京市と新座市でまたがる区間もあることから、情報交換をしながら、まちづくりを進めていきたい。

森委員：

埼玉県と東京都で道路の作り方の基準が違っていると思うが、新座市側の道路はすでに完成しており歩道と車道で段差がない、東京都では段差をつけるという形であったと思うが、そのままであれば造りが違ってくるが、それについての調整は行っているのか。

湊課長：

確かに新座市区間は歩道が車道とフラットになっており、西東京市区間になると東京都の道路の構造となる。道路構造令も権限移譲により市で作成をすることとなるが、従前の例を踏襲することとなると思っている。

都県の境では、道路の構造に差が出てるとことは考えている。フラット化が一番いいとは思いますが、雨水処理など、メリット・デメリットを考えながら、設計をしていくと思う。

○安部委員：

最近では、バリアフリーの観点から、車道と歩道をなるべく合わせるようなセミフラットという構造で、できるところはやっている。しかし、沿道に家が張り付いている所では、高さの関係から難しいところもある。

森委員：

3・4・21号線については、新座市部分も含まれているわけだが、現在完成している新座市側の道路との境が、3・4・13号線との交差点になるため、交差点を挟んで、造りが違うというの理解できるが、交差点からこちらに入ってきたところで造りが変わるというのはいかがか。

3・4・21号線は西東京市が施工しているということで、交差点部分からは東京都の構造になるという理解でいいか。

湊課長：

交差点部分からは西東京市が施工するというので、設計もしているの、一部新座市の土地が入るが、基本的には同一の形になると思う。回答はここではできないため、設計する部署に確認をして回答する。費用負担の面などについても、新座市からもらう仕組みをとっていると思うので、併せて回答する。

○大西会長：

それでは、審議会の委員に回答をお願いします。

○村井委員：

ひばりヶ丘駅西側の踏切について、自動車・自転車・歩行者が錯綜しており危険だが、西武鉄道側に申し入れなどしているか。

○山田主幹：

この踏切については、市としては申し入れはしていない。

○村井委員：

申し入れができない立場ということか。

○貫井部長：

踏切の南北に建物が張り付いていることもあり、市としては、広域道路の整備により踏切の通過交通の抑制・負担軽減をしていきたいと考える中で、3・4・11号線を整備し、ひばりヶ丘駅南口の都道112号線と主要地方道36号線を結び、主要地方道36号線の踏切を通過するような整備をしている。

また、ひばりヶ丘駅東側500メートル位の位置に踏切があり、そこを通過してもらう、北側については、3・4・21号線と接続する3・4・13号線の整備を東京都・埼玉県に要請をしており、広域的な道路ネットワークを整備することにより、西側踏切を通過するのは地域交通のみとするような形に整備をしていきということで、関係機関に要請行動をとっている。

○大西会長：

本件については、報告を受けたということで終了する。

○大西会長：

続いて、報告事項2「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画、用途地域変更案の概要について」事務局の説明を求める。

○山田主幹：

報告2「調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画、用途地域変更案の概要について」を用いて説明。

○大西会長：

それではこれより質疑に入る。事務局から説明があった内容について質問、意見はあるか。

○大西会長：

後ろに一低層の地域が残るので、準住居の高さを20メートルに制限をするということだが、一低層の地区は10メートルなので、差が10メートルできる。一低層側の人にとっては、その10メートルに圧迫感があると建築紛争になる事例がある。これについては、どう考える。

○山田主幹：

この地区計画を進めていくというのは、まだ概要の段階であり、今後東京都との協議も進めていくので、その中で協議していきたいと考える。

○大西会長：

青天井でなく、20メートルに制限するということだが、さらにきめ細かくやるという考え方もある。参考にして欲しい。

○大西会長：

ほかになければ、本件については、報告を受けたということで終了する。

○大西会長：

その他、事務局から何かあるか。

○山田主幹：

今後の審議会の日程については、内容・時期が固まり次第ご連絡させていただくのでご協力願いたい。

○大西会長：

以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、会議録の作成を事務局に指示する。これをもって第40回都市計画審議会を閉会する。